

商 品 名	長期固定金利型住宅ローン「フラット35」
-------	----------------------

ご利用いただける方	<p>①お申込時の年齢が満70歳未満の方(親子リレー返済の場合は満70歳以上でも可)</p> <p>②日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方</p> <p>③年収に占める全てのお借入れ(フラット35を含む)の年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が次の基準を満たしている方(収入を合算できる場合もあります。)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 収</td> <td style="text-align: center;">400万円未満</td> <td style="text-align: center;">400万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基 準</td> <td style="text-align: center;">30%以下</td> <td style="text-align: center;">35%以下</td> </tr> </table>	年 収	400万円未満	400万円以上	基 準	30%以下	35%以下
年 収	400万円未満	400万円以上					
基 準	30%以下	35%以下					
お 使 い み ち	<p>① 申込ご本人または親族がお住まいになるための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金</p> <p>② 申込ご本人または親族がお住まいになるための住宅の建設または購入のための住宅ローンの借換資金</p> <p>(注)1. セカンドハウス(単身赴任先の住宅、週末等を過ごすための住宅等で賃貸をしていないもの)も対象となります</p> <p style="margin-left: 20px;">2. リフォーム資金にはご利用いただけません</p> <p style="margin-left: 20px;">3. 借換する住宅ローンが、リフォーム資金である場合は、ご利用いただけません</p>						
ご融資対象となる住宅	<p>① 住宅の建設費または購入価格(土地取得費がある場合はその費用を含みます)が1億円(消費税を含みます)以下であること</p> <p>② 住宅の床面積が、以下の住宅であること</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅の場合…70㎡以上</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ. 共同建ての住宅(マンションなど)の場合……………30㎡以上</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ. 店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗、事務所等)の床面積以上であることが必要です</p> <p>③ 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 検査機関等に工事検査の申請を行い、適合証明書の交付を受けていただきます</p> <p>(注)敷地面積の要件はありません</p>						
お借り換えの対象となる住宅ローン	<p>① 住宅取得時に借入れた住宅ローンのお借入額が8,000万円以下で、かつ、住宅の建設費または購入価格(土地取得費がある場合はその費用を含みます。ただし、住宅取得時に生じた諸費用は含みません)の100%以内であること</p> <p>② 住宅の建設費または購入価格(土地取得費がある場合はその費用を含みます)が1億円(消費税を含みます)以下であること</p>						

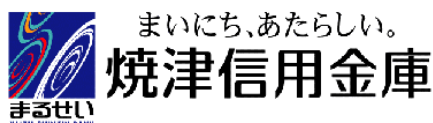
(フラット35 1/4)

長期固定金利型住宅ローン「フラット35」(住宅金融支援機構買取型) 平成28年 7月20日現在

商 品 名	長期固定金利型住宅ローン「フラット35」
-------	----------------------

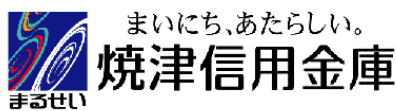
ご 融 資 金 額	<p>① 新築・購入 100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額の100%以内 (非住宅部分に関するものは除きます)</p> <p>② 借換 100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、「借換えの対象となる住宅ローンの残高 (諸費用を含みます)」または「住宅金融支援機構による担保評価の額の200%」のい ずれか低い額まで(1万円単位)</p> <p>※ 住宅ローンの残高に含めることができる諸費用</p> <p>イ. 金銭消費貸借契約書に貼付する印紙代(印紙税)</p> <p>ロ. 【フラット35】借換融資を利用する際の融資手数料</p> <p>ハ. 抵当権の設定および抹消のための費用(登録免許税)</p> <p>ニ. 抵当権の設定および抹消のための司法書士報酬</p> <p>ホ. 住宅金融支援機構団体信用生命保険特約制度特約料(初年度分のみ)</p> <p>ヘ. 【フラット35】物件検査手数料</p>
ご 融 資 期 間	<p>① 新築・購入 15年(ただし、お申込みご本人または連帯債務者の年齢が満60歳以上の場合は10年) 以上で、かつ、次のイ. またはロ. のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります</p> <p>イ. 「80歳」-「申込時の年齢(1年未満切り上げ)」</p> <p>ロ. 35年</p> <p>② 借換 15年(ただし、お申込みご本人または連帯債務者の年齢が満60歳以上の場合は10年) 以上で、かつ、次のイ. またはロ. のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります</p> <p>イ. 「80歳」-「借換融資申込時の年齢(1年未満切り上げ)」</p> <p>ロ. 「35年」-「住宅取得時に借入れた住宅ローンの経過期間(1年未満切り上げ)」</p> <p>(注)イ. またはロ. のいずれか短い年数が15年(申込ご本人または連帯債務者の年齢が 満60歳以上の場合は10年)より短くなる場合は、借換融資の対象となりません</p>

(フラット35 2/4)



商品名	長期固定金利型住宅ローン「フラット35」										
ご融資金利	<p>① 固定金利(ご融資金利は、資金受取時点の金利が適用されます)</p> <p>② 借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて借入金利が異なります</p> <p>③ 省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合、【フラット35】の金利を一定期間下げる制度があります。(【フラット35】S)</p> <p>【フラット35】Sには、【フラット35】S(金利Aプラン)と【フラット35】S(金利Bプラン)の2つの金利引下げプランがあります。</p> <table border="1" data-bbox="389 591 1211 851"> <thead> <tr> <th>金利引下げプラン</th> <th>金利引下げ期間</th> <th>金利引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【フラット35】S (金利Aプラン)</td> <td>当初10年間</td> <td rowspan="2">【フラット35】のお借入金利から 年▲0.3%</td> </tr> <tr> <td>【フラット35】S (金利Bプラン)</td> <td>当初 5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)平成29年3月31日までのお申込分についてご利用いただけます 募集金額があり、募集金額に達する見込みとなった場合は受付終了となります</p> <p>(注2)「【フラット35】S」は、借換には、ご利用いただけません</p> <p>(注3)プランの詳細については、当金庫の本支店までお問合せください</p>			金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	【フラット35】S (金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】のお借入金利から 年▲0.3%	【フラット35】S (金利Bプラン)	当初 5年間
金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅									
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】のお借入金利から 年▲0.3%									
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初 5年間										
ご返済方法	<p>・毎月均等返済(元利・元金)</p> <p>・6か月ごとのボーナス払い(ご融資金額の40%以内)も併用できます(1万円単位)</p>										
保証人	<p>・必要ありません</p>										
手数料等	<p>① 融資手数料 54,000円(消費税込)</p> <p>② 物件検査の手料は、検査機関によって異なります</p>										
保証料	<p>・必要ありません</p>										
繰上返済	<p>① 全額繰上返済 繰上返済日の1ヶ月前までに当金庫へお申し出ください</p> <p>② 一部繰上返済 イ. 繰り上げて返済できる金額は、インターネットサービスの場合は10万円以上、当金庫窓口の場合は「100万円以上」です ロ. 繰上返済日の1ヶ月前までに当金庫へお申し出ください ハ. 繰り上げて返済できる日(ご入金日)は「毎月の返済日」です</p> <p>③ 繰上返済および一部繰上返済には「手数料」はかかりません</p>										
担保	<p>ご融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます</p>										

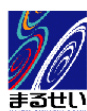
(フラット35 3/4)



長期固定金利型住宅ローン「フラット35」(住宅金融支援機構買取型) 平成28年 7月20日現在

商品名	長期固定金利型住宅ローン「フラット35」
火災保険	<p>① ご融資対象となる住宅に火災保険をおつけいただきます</p> <p>② 敷地に抵当権を設定しない場合は、保険の満期日は最終のご返済日以降の日となるように、火災保険料の払込方法を長期一括払いにした火災保険を付けていただき、火災保険請求権に住宅金融支援機構を質権者とする第1順位の質権を設定していただきます。</p>
団体信用生命保険	<p>住宅金融支援機構団体信用生命保険特約制度に加入できます</p> <p>(注1)特約料は、申込人のご負担となります</p> <p>(注2)口座振替またはクレジットカード払い(1年目の支払は不可)にて年払いとなります。</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話：0120-812-504)にお申し出ください</p> <p>【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・諸条件によりお申し出に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください ・ご返済額の試算等につきましては当金庫の本支店までお問合せください ・現在の金利につきましては当金庫ホームページをご覧ください

(フラット35 4/4)



まいにち、あたらしい。
焼津信用金庫

まさせい
Yatsuji Credit Union